

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）。

	基本票		詳細票		
	施設・事業所数 ¹⁾	集計施設・事業所数 ²⁾	回収施設・事業所数 ³⁾	集計施設・事業所数 ⁴⁾	回収率(%) ^{3)/1)}
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護	35 384	34 160	28 082	27 331	79.4
介護予防訪問入浴介護	1 944	1 865	1 552	1 486	79.8
介護予防訪問看護ステーション	10 504	10 133	9 545	9 298	90.9
介護予防通所介護	41 561	40 870	35 786	35 357	86.1
介護予防通所リハビリテーション	8 035	7 837	7 372	7 196	91.7
介護予防短期入所生活介護	10 823	10 729	9 847	9 769	91.0
介護予防短期入所療養介護	5 281	5 223	4 841	4 788	91.7
介護予防特定施設入居者生活介護	4 672	4 657	4 189	4 175	89.7
介護予防福祉用具貸与	8 169	7 948	6 361	6 234	77.9
特定介護予防福祉用具販売	8 276	8 043	6 424	6 286	77.6
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	4 131	3 849	3 772	3 524	91.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 915	4 842	4 369	4 316	88.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 052	12 952	12 009	11 922	92.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 026	5 020	4 672	4 666	93.0
居宅サービス事業所					
訪問介護	36 564	35 311	28 908	28 147	79.1
訪問入浴介護	2 071	1 993	1 660	1 593	80.2
訪問看護ステーション	10 673	10 305	9 689	9 445	90.8
通所介護	23 763	23 597	20 544	20 439	86.5
通所リハビリテーション	8 114	7 915	7 439	7 261	91.7
短期入所生活介護	11 299	11 205	10 276	10 198	90.9
短期入所療養介護	5 422	5 359	4 972	4 915	91.7
特定施設入居者生活介護	5 026	5 010	4 514	4 499	89.8
福祉用具貸与	8 239	8 012	6 410	6 278	77.8
特定福祉用具販売	8 309	8 072	6 446	6 305	77.6
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	898	861	757	733	84.3
夜間対応型訪問介護	235	217	190	180	80.9
地域密着型通所介護	21 014	20 492	18 058	17 761	85.9
認知症対応型通所介護	4 445	4 146	4 043	3 780	91.0
小規模多機能型居宅介護	5 424	5 342	4 826	4 767	89.0
認知症対応型共同生活介護	13 397	13 346	12 308	12 265	91.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	321	320	293	292	91.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	395	390	353	349	89.4
地域密着型介護老人福祉施設	2 160	2 158	2 019	2 019	93.5
居宅介護支援事業所	42 988	41 273	36 810	35 571	85.6
介護保険施設					
介護老人福祉施設	7 892	7 891	7 299	7 299	92.5
介護老人保健施設	4 325	4 322	3 986	3 984	92.2
介護療養型医療施設	1 212	1 196	1 138	1 125	93.9

注:1)施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2)基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3)回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4)詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

3 調査の時期

平成29年10月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

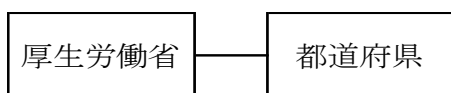
(2) 詳細票

- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

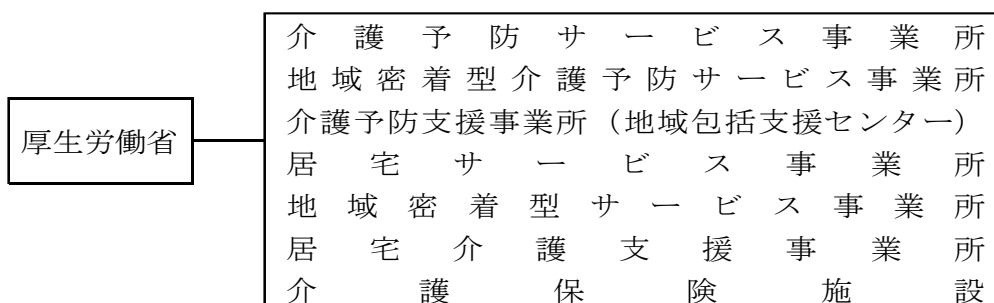
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省から施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1 / 2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。